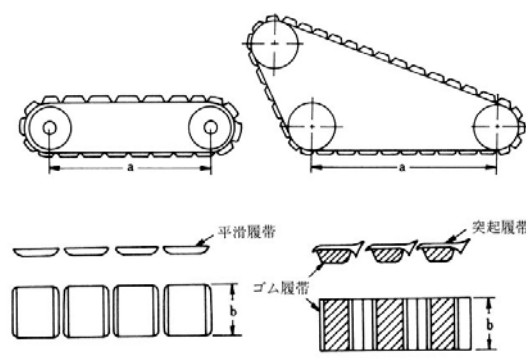


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-8 接地部及び接地圧</p> <p>7-8-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車の走行装置の接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。 (保安基準第7条関係、細目告示第9条関係、細目告示第87条関係)</p> <p>① 接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。</p> <p>② ゴム履帯又は平滑履帯を装着したカタピラを有する自動車は、①の基準に適合するものとする。</p> <p>③ 空気入ゴムタイヤ又は接地部の厚さ 25mm 以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅 1cm あたり 200kg を超えないこと。 この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。</p> <p>④ カタピラについては、その接地圧は、カタピラの接地面積 1cm²あたり 3kg を超えないこと。 この場合において、カタピラの接地面積は、見かけ接地面積とし、次式により算出した値（単位は cm²とし、整数位とする。）とする。 (算式) $A = a \cdot b$ ただし A：見かけの接地面積 a：履帯の接地長 b：履帯の接地幅 (参考図)</p>  <p>⑤ ③及び④の接地部及びそり以外の接地部については、その接地圧は、接地部の幅 1cm 当たり 100kg を超えないこと。</p> <p>⑥ 牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、③、④及び⑤の基準に適合すること。</p>	<p>8-8 接地部及び接地圧</p> <p>[審査事項なし]</p>